

# 長崎県建設工事成績評定点通知実施要領

## （目的）

第1条 この要領は、建設工事の工事成績評定点（以下「評定点」という。）の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

## （対象工事）

第2条 評定点通知の対象とする工事は、当分の間、請負額500万円以上の工事とする。

## （評定点の通知）

第3条 契約担任者は、完成検査後、すみやかに当該工事の受注者に工事成績評定通知書（様式第1号）及び工事成績評定書（様式第2号）により通知するものとする。

また、再評定を行った場合は、工事成績再評定通知書（様式第5号）及び工事成績再評定書（様式第6号）により通知するものとする。

## （説明請求）

第4条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内（休日を含む）に評定点について説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求める場合は、工事成績評定結果説明資料請求書（様式第3号）によるもとする。

## （説明請求の提出）

第5条 前条に規定する工事成績評定結果説明資料請求書の提出先は、検査指導幹（ただし、本庁工事発注課・室にあっては各課・室長）とする。

## （説明請求に対する回答）

第6条 契約担任者は、評定点について受注者から説明を求められた場合、工事成績評定結果説明資料請求に関する回答（様式第4号）より回答するものとする。

2 契約担任者は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める基準に従い、各地方機関及び本庁工事発注課・室に設置するものとする。

## 附 則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

この要領は、平成13年1月1日から適用する。（一部改正）

この要領は、平成16年4月1日から適用する。（一部改正）

この要領は、平成18年4月1日から適用する。（一部改正）

この要領は、平成20年2月1日から適用する。（一部改正）

この要領は、平成20年4月1日から適用する。（一部改正）

この要領は、平成21年4月1日から適用する。（一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。（一部改正）

## 工事成績評定通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

名称

代表者氏名

様

契約担任者名

貴社が受注した工事について、長崎県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により郵送しますので宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

記

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1 工事番号   |                     |
| 2 工事名    |                     |
| 3 工事場所   |                     |
| 4 工期     |                     |
| 5 工事業種   |                     |
| 6 評定点    | 点（評定点内訳は、様式第2号のとおり） |
| 7 書面の提出先 | 検査指導幹または課長、室長       |

工事成績65点未満を受けたものについては、「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に基づき入札参加規制をおこなうものとする。

検査年月日：平成 年 月 日

工事番号

工事名

工事場所

## 工事成績評定書

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ 3. 3点
	II 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I 施工管理	/ 13. 0点
	II 工程管理	/ 8. 1点
	III 安全対策	/ 8. 8点
	IV 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	/ 14. 9点
	II 品質	/ 17. 4点
	III 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性（加点のみ）	I 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	点
	(加点のみ)	点
評定点合計		/ 100点

注) 上表の評定点合計は、別途工事成績評定調書により算出されたものです。

また、各細別の評定点は、工事成績評定調書の各細別の評定点を換算した参考値であるため、その合計と評定点合計は一致しない場合があります。

## 工事成績評定結果説明資料請求書

平成 年 月 日

様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

自社が受注した工事について、工事成績評定の検査項目等内容について、御説明願います。

記

- 1 工事名 :
- 2 工事場所 :
- 3 事業担当課 :
- 4 その他

様式第4号

平成 年 月 日

契約の相手方

名称

代表者氏名

様

契約担任者名

## 工事成績評定結果説明資料請求に関する回答

貴社受注工事の平成 年 月 日付説明資料請求に対して下記のとおり回答します。

記

工事名： 工事

評定検査項目	判定	所見
1. 施工体制		
I 施工体制一般		
II 配置技術者		
2. 施工状況		
I 施工管理		
II 工程管理		
III 安全対策		
IV 対外関係		
3. 出来形及び出来ばえ		
I 出来形		
II 品質		
III 出来ばえ		
4. 工事特性		
I 施工条件等への対応		
5. 創意工夫		
I 創意工夫		
6. 社会性等		
I 地域への貢献等		
7. 法令遵守等	—	

※尚、基準点は65点です。

## 工事成績再評定通知書

平成 年 月 日

契約の相手方

名称

代表者氏名

様

契約担任者名

貴社が受注した工事について、長崎県建設工事成績評定要領に基づき再評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、その疑義の旨を付して、この通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により郵送しますので宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

記

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| 1 工事番号   |                     |
| 2 工事名    |                     |
| 3 工事場所   |                     |
| 4 工期     |                     |
| 5 工事業種   |                     |
| 6 評定点    | 点（評定点内訳は、様式第6号のとおり） |
| 7 書面の提出先 | 検査指導幹または課長、室長       |

工事成績65点未満を受けたものについては、「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に基づき入札参加規制をおこなうものとする。

検査年月日：平成 年 月 日

工事番号

工事名

工事場所

## 工事成績再評定書

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ 3. 3点
	II 配置技術者	/ 4. 1点
2. 施工状況	I 施工管理	/ 13. 0点
	II 工程管理	/ 8. 1点
	III 安全対策	/ 8. 8点
	IV 対外関係	/ 3. 7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	/ 14. 9点
	II 品質	/ 17. 4点
	III 出来ばえ	/ 8. 5点
4. 工事特性（加点のみ）	I 施工条件等への対応	/ 7. 3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫	/ 5. 7点
6. 社会性等（加点のみ）	I 地域への貢献等	/ 5. 2点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	点
	(加点のみ)	点
評定点合計		/ 100点

注) 上表の評定点合計は、別途工事成績評定調書により算出されたものです。

また、各細別の評定点は、工事成績評定調書の各細別の評定点を換算した参考値であるため、その合計と評定点合計は一致しない場合があります。